（制動装置）

第九条　（略）

2～17　（略）

18　平成二十九年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）又は平成二十九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引自動車を除き、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示別添百十三「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えたものに限る。）であって、これらの自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成二十四年三月三十一日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5. 及び6. に限る。又は同規則改訂版補足第2改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下第93条第8項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

19～44　（略）

45　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量十トン以下のものについては、細目告示第九十三条第六項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十三条第六項及び第七項の規定に適合するものであればよい。

46～50　（略）

（制動装置）

第九条　（略）

2～17　（略）

18　平成二十九年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）又は平成二十九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証（特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成二十八年国土交通省告示第八百五十一号）第二条の規定により発行された出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引自動車を除き、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示別添百十三「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えたものに限る。）であって、これらの自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車（平成二十四年三月三十一日以前に製作されたものを除く。）が衝突被害軽減制動制御装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第七項中「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5. 及び6. に限る。又は同規則改訂版補足第2改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下第93条第8項において同じ。）又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と、細目告示第九十三条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

19～44　（略）

45　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量三・五トン以下のものについては、細目告示第九十三条第六項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十三条第六項及び第七項の規定に適合するものであればよい。

46～50　（略）